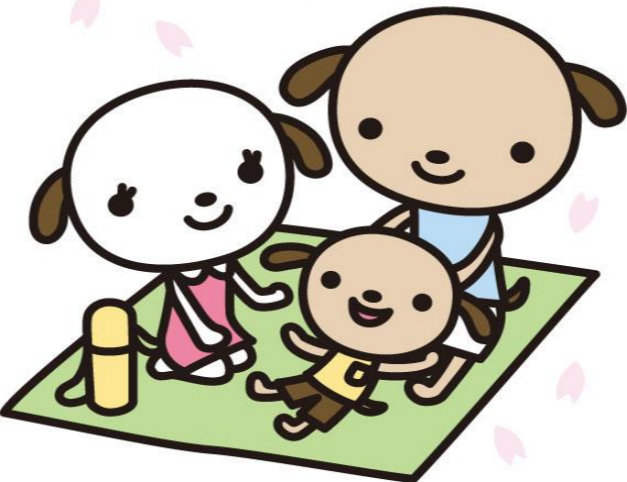
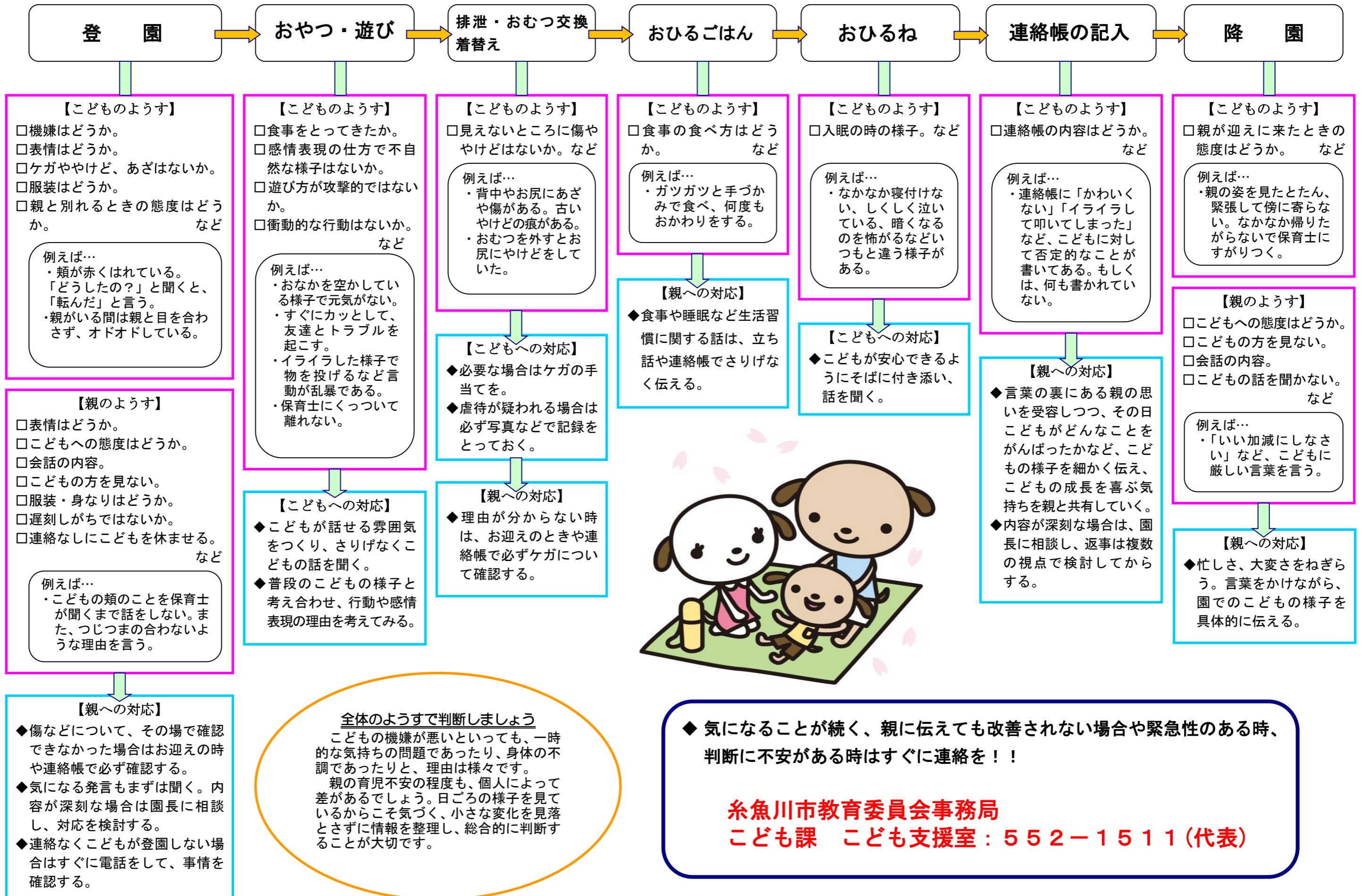


資料

～ 児童虐待の早期発見 園での気づきから支援まで 1日のチェックポイント ～



全体の様子で判断しましょう
 こどもの機嫌が悪いといっても、一時的な気持ちの問題であったり、身体の不調であったりと、理由は様々です。親の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。日ごろの様子を見ているからこそ気づく、小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。

◆ 気になることが続く、親に伝えても改善されない場合や緊急性のある時、判断に不安がある時はすぐに連絡を！！

糸魚川市教育委員会事務局
こども課 こども支援室：552-1511(代表)

※この表は、上越市・大阪府枚方市の資料を参考に作成しました。

～小学校・中学校での気づきから支援まで 学校生活での1日のチェックポイント～

糸魚川市教育委員会事務局こども課

朝

【こどもの様子を確認】

- いつもと違う表情をしていないか。(表情が暗い、泣いた後がある)
- けがややけど、あざはないか。
- 服装は清潔か。

【欠席の時】

- 欠席の理由がはっきりしなかったり、保護者からの連絡が不自然だったりしないか。

授業中

【こどもの様子を確認】

- わざと逆なでするような言動などはないか。
- 教職員の顔を極端にうかがったり、接触を避けようとしたりするなどの態度はないか。
- 極端に協調性がなかったり、周囲から孤立したりすることはないか。
- 提出物を出さない、忘れ物が多いなどはないか。

休み時間

【こどもの様子を確認】

- 友達との付き合い方がいつもと違う。楽しそうにしていない。無表情で、周囲から孤立しているなどはないか。
- 友達との会話の中に虐待につながる内容があることはないか。(叩かれたり御飯を食べなかったなど)

【体育の着替えの時】

- 体に不自然なあざや外傷がないか。
- 汚れた服を着ている。着替えていない、体がいつも汚れているなどはないか。

給食

【こどもの様子を確認】

- 給食の食べ方に不自然な様子はないか。
- カツカツ食べ、何度もおかわりをするなど食べ物への強い執着がないか。

放課後

【こどもの様子を確認】

- 家に帰ろうとしないことがないか。
- クラブ活動をよく休む。
- 普段と違う表情や行動はないか。

保健室

【こどもの様子を確認】

- 最近、保健室に来る頻度が多くなっていないか。
- 病気が疑われていないのに、体の不調を訴えていないか。
- 体重の極端な増減など不自然な変化はないか。
- 体に不自然なあざや外傷はないか。

全体の様子で判断を
日頃の様子と違う変化を見落とさず、情報を整理し、総合的に判断しましょう

“緊急性のある時や判断に不安がある時は
早い時間(午前中)に連絡をください”

糸魚川市教育委員会事務局

こども課: 552-1511(代表)

◎連絡を受けてから、原則48時間以内に子どもの状況を確認。今後の対応・支援の方法などについて相談します。

【基本的な対応】

- 1 担任一人で抱え込むことがないようにする。気づいたらすぐに校長・教頭・養護教諭等に相談する。
- 2 虐待の疑いを感じたときから、こどもに関係することを記録に残す。(不自然なあざや外傷がある場合については、身体の絵を記録として残したりする)
- 3 こどもにあざや外傷について確認をしたり、日常生活の過ごし方についても確認する。
- 4 保護者にも上記3の内容について確認する。

【こどもへの対応】

- ◎こどもから虐待の事実を聞いたとき
 - ・こどもから聞く話を否定しないで「よく話してくれたね」という姿勢で聞く。
 - ・こどもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにする。
- ◎こどもから虐待の事実を聞いたが「言わないで」と口止めされたときは、「こども(あなた)を守るためにどうしても言わなくてはならない場合もある」ことをこどもが納得できるように丁寧に説明する。

*この表は、上越市の資料を参考に作成しました。

在宅支援アセスメントシート

こどもの氏名	所属校園・年齢(学年)	記入者	記入日
気に留めておく確認項目と内容 *は優先的に把握したいもの 該当項目の番号と該当する内容に○をし、項目や内容にない場合はそれぞれの欄に記入してください。			
	項目	内容	
こ ど も	1 心身の発達 *	低身長・体重増加不良・障がいや遅れ(身体・知的・発達) 手がかかる疾患等を有する	
	2 精神の状態 *	表情が乏しい・不規則な睡眠リズム・自傷・自殺企図	
	3 日常的世話の欠如	ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯 季節に合わない衣服・物が揃わない・予防接種・健診未受診	
	4 行動・情緒的問題	感情の起伏が大きい・癩癩・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿 過食異食・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校	
	5 子の意志・気持ち *	家に帰りたいがらない・親の前で(委縮・無表情・口止めに応じる)	
養 育 者	6 心身の状態	精神不安定・精神疾患・通院や服薬ができてにくい 手帳(身体・知的・精神)所持	
	7 性格的問題	衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い 被害的・その場逃れ・嘘が多い	
	8 依存症など *	アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障がい 依存症(アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖)	
	9 家事・育児能力 *	送迎ができない・育児、養育能力低下・妊娠中・家事放棄	
養 育 状 況 ・ 態 度	10 妊娠・出産前後	予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年 母子手帳発行遅延・くりかえす妊娠	
	11 虐待の継続性 *	単発・1～2ヶ月に1回・繰り返し・常習	
	12 子への感情・態度	こども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい 無関心・こどもをけなす・過干渉・脅す	
	13 虐待自覚なし *	問題意識なし・体罰容認・躰主張・虐待の否定・隠ぺい	
	14 養育意欲なし	改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置 食事や医療を与えない	
15 養育知識なし	知識不足・技術不足・子への期待過剰・価値観の違い		
家 庭	16 家族問題	不和・別居・家出・未婚・離婚・交際相手がいる・ステップファミリー 家族構成の変化・介護	
	17 DV	加害者() DVの種類(身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)	
	18 経済問題	借金・生活苦・失業・転職を繰り返す・不定的就労・計画性欠如 生活保護	
	19 生活環境	劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定	
	20 子を守る人なし *	同居している大人がいても、こどもを守れない 虐待者以外に大人がいない	
サ ポ ー ト	21 社会的支援なし *	孤立的・親族関係(対立・過干渉・応援なし)・転居を繰り返す	
	22 関係機関に協力を求めない	拒否・接触困難・抵抗・不信感	
	23 援助効果なし	改善が期待できない・聞き流す	

◎注意深く様子を見守り、気がかりなことがありましたらご相談ください。

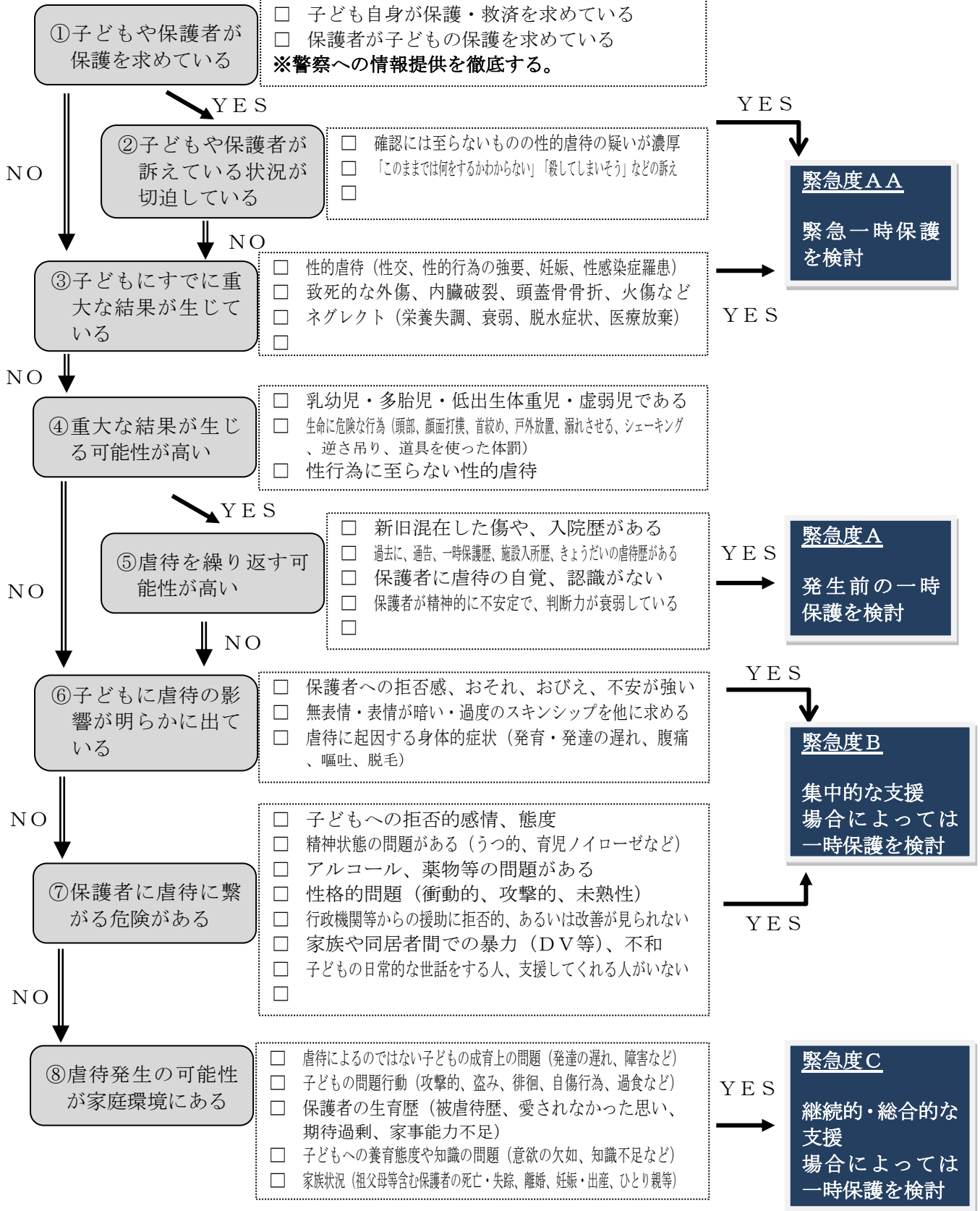
こども課 こども支援室 552-1511 (代)

要保護児童等の重症度判断表

こどもの生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの。		支援方針	
A A (生命の危機)	<input type="checkbox"/> 頭部外傷、腹部外傷、窒息、乳児を投げる、踏みつける、その他生命危害行為 <input type="checkbox"/> 自殺の強要、親子心中 <input type="checkbox"/> 病気なのに受診させない、明らかな衰弱、脱水 <input type="checkbox"/> こどもの自殺企図 <input type="checkbox"/> 妊娠、性交渉、ポルノ被写体 <input type="checkbox"/> 保護者に精神疾患があり、自傷、他害に至る行為がある <input type="checkbox"/> 過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの	緊急通告	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急介入の必要あり。 ・ 児童虐待に関しては、児童相談所や警察へ通告。 ・ こども、保護者の精神的不調に関しては、保健所への通報。
A (重度)	<p>今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長や発達に重要な影響を生じているか、その可能性があるもの。 こどもと家族の指導や、こどもの安全のために、誰かの介入が必要である。 (訪問指導、一時分離、入院など)</p> <input type="checkbox"/> 医療を必要とするほどの外傷があるか、最近や過去にあった(乳児や歩けない幼児で打撲傷がある。骨折・裂傷・目の外傷・広範囲の火傷) <input type="checkbox"/> こどもの放置 <input type="checkbox"/> 家から出してもらえない(登校禁止)。一室に閉じこめられている <input type="checkbox"/> ライフライン停止。生存に必要な食事、衣類、居住が与えられていない <input type="checkbox"/> 頻回なDVの目撃 <input type="checkbox"/> こどもに希死念慮あり。頻回な自傷行為 <input type="checkbox"/> 日常的に威嚇、非難、無視 <input type="checkbox"/> 性器を見せる、衣類の上から触る、性描写や性交渉を見せる <input type="checkbox"/> こどものへのサディスティックな行為(親は楽しんでいる)があるもの	通告・相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急に、状況について詳しく調査、把握し対応が必要。 ・ 児童虐待においては、立入調査や緊急一時保護等、児童相談所の直接介入の必要性が高いと思われる。 ・ 児童相談所への通告、相談による連携が必要。
B (中度)	<p>長期に見るとこどもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。 誰かの援助介入がないと自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。</p> <input type="checkbox"/> 半年以内に2回以上のあざや傷、新旧の傷。非偶発的な外傷がある <input type="checkbox"/> きわめて不衛生、不潔 <input type="checkbox"/> 面前DV、強い叱責、脅し、きょうだい間差別 <input type="checkbox"/> 子の自傷行為(リストカット、抜毛、かきむしる、壁に頭を打ちつけるなど) <input type="checkbox"/> こどもの不相応な性的言動あり <input type="checkbox"/> 不適切な環境にあり長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの <input type="checkbox"/> 生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過での改善が期待できない。(虐待や養育拒否で施設入所した子の再発。多問題家族などで家族秩序がない。夫婦関係が険悪でこどもにも反映している。犯罪歴家族。被虐待歴ある親) <input type="checkbox"/> 保護者に慢性の精神疾患があり(統合失調症、うつ病、知的障がい、社会病質、覚醒剤等)、こどものケアができない	相談・支援 (通告も視野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況について詳しく調査、把握し対応が必要。 ・ 誰かの援助により改善を図るなど関係機関の継続的な支援、指導が必要。 ・ 状況に応じて児童相談所への通告を考慮した連携を図る。 ・ 精神疾患においては保健所との連携を考慮する。
C (軽度)	<p>保護者との相談で、改善指導が必要なもの。</p> <input type="checkbox"/> 医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではない暴力がある。(暴力の存在やこどもの症状について、虐待者側には病理性が認められない。虐待者はカーツとなって自己抑制なく叩くが自己報告する。しつけが高じたものと判断される) <input type="checkbox"/> 健康問題が起きない程度だが、身体的ケアが不十分 <input type="checkbox"/> 時々、こどもへの威嚇、非難、無視、きょうだい間差別がある <input type="checkbox"/> こどもに卑猥な言葉を発する。性的描写の鑑賞物を置いておく <input type="checkbox"/> こどもに関する問題を抱えている(障がい相談、非行相談、育成相談、保健相談など)	子育て支援 個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急を要しないが、何らかの援助が必要。 ・ 育児相談等、保護者支援による対応。
D (危惧)	<p>養育不安の訴えなどがあるもの。</p> <input type="checkbox"/> AA, A, B, C, 以外のもの。こどもに対して、必要な衣食住の世話ができる <input type="checkbox"/> 不安はあるものの、概ね安定しており、不調時には自ら積極的に援助を求める <input type="checkbox"/> 今傷はないが、発生する可能性が高い <input type="checkbox"/> 予防接種や乳幼児健診を受けない <input type="checkbox"/> こどもがかわいいと思えない <input type="checkbox"/> 性的な確証はないが、疑いがある	状況把握 見守り	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き様子を見守る必要あり。 ・ 継続的に状況を把握し見守りを行うことが必要。 ・ 見守りの主たる機関を明確にしておくこと。

一時保護 緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____ (作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)



① については警察への情報提供を徹底する。
 児童相談所においては、②、③に該当する情報についても警察への情報提供を行うこととしている。
 上記に記載されている事案のほか、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁または夏季の車内放置、異物または薬物を飲ませる行為があった事案は危険性が高いことから情報共有の徹底を図ること。⑥～⑧は虐待が深刻化する可能性があることから、支援をしていく中で必要に応じて警察との情報共有を検討する。（H30.7.20 市町村子ども家庭支援指針の一部改正）

0. 子ども本人の基本情報	
性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他 ()	要対協登録 種別
年齢 () 歳	

初回作成日 年 月 日
最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか — 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認 **3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認** **4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認**

①家族構成（同居している家族）
<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい () 人 <input type="checkbox"/> その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況
<input type="checkbox"/> 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害がある <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病がある <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容
<input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援※ <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話） <input type="checkbox"/> その他 ()

①子どもがサポートしている相手
<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>
②子ども自身がサポートに費やしている時間
1日 時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか
<input type="checkbox"/> いる → 誰か： <input type="checkbox"/> いない

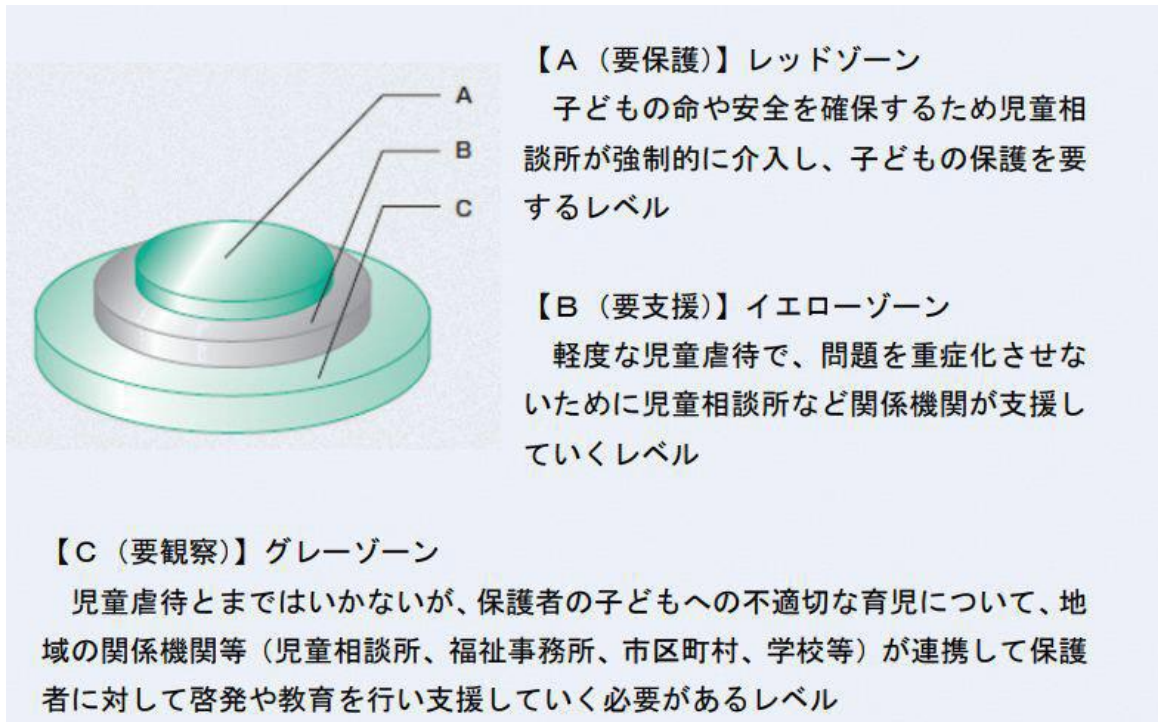
※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
<input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
<input type="checkbox"/> 話せている → 誰に： <input type="checkbox"/> 話せていない
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
<input type="checkbox"/> いる → 誰か： <input type="checkbox"/> いない
④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）

マルトリートメント

<より広い児童虐待の概念>

「マルトリートメント」とは、「大人のこどもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。



【C（要観察）】グレーゾーンには、危険を予測できない大人の不適切な対応として、以下の行為なども含まれる。

- ・自転車の補助イスにこどものみを乗せて置き、買い物をする
- ・高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いてある
- ・親のたばこ、ライターを無造作にこどもの手の届くところに置く など

A（要保護）・B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

※文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」 参考

児童虐待につながらないための ～ 具体的な工夫の例 ～

○ 出かける時間になっても支度をしない

声かけの例

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
(着替えられたら)「自分でちゃんと着替えられたね。
じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

「支度」とひとくりに声かけしてしまうと、何からやってよいか分からないことがあります。
やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。

また、できたことに注目してそれを伝える(できれば、「自分で頑張って着替えられたね」
と具体的に褒める)ことも有効です。

○ 座ってほしい時に座ってくれない

声かけの例

「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。

特に自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の
選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するののも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

声かけの例

「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動がある時に、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを
変えてみることもできます。

例えば、忘れないように大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、
「持ち物リストを作って見える化する」などの工夫があります。

※厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」 参考

要保護児童対策地域協議会 ケース登録基準について

1 実施方法

- (1) こども課こども支援室への相談により、こども虐待相談・通告受付票または新規相談受理票を起こす。
- (2) 受理後、以下の登録基準に基づき、一つでも該当する場合調整機関(こども課)が進行管理台帳に登録するか判断する。

2 登録の基準

- (1) 要保護児童等の重症度判断表を活用し、継続支援や定期確認が必要だと判断されたケース
- (2) こどもが家庭環境に困っており、支援者も心配要素を感じているケース
- (3) 多機関連携が必要なケース
- (4) こどもが所属する機関の関わりだけでは処遇困難なケース
- (5) 支援を実施しても改善されないケース
- (6) 他市町村への引き継ぎが必要なケース
- (7) 他市町村からケース移管を受けたケース
- (8) 虐待相談に関しては、児童相談所や警察署と連携を図りたいケース

※資料編 P15 要保護児童等の重症度判断表 参照

※厚生労働省

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営方法と進行管理 参考

要保護児童対策地域協議会 ケースの終結判定について

1 実施方法

- (1) ケースの終結は、実務者会議で決定し、進行管理台帳から削除する。
- (2) 関係機関へ終結の通知をする。
- (3) 次年度以降、終結したケースの虐待通告や虐待以外の相談があった場合は新規ケースとして扱う。

2 終結の基準

- (1) 年齢超過（18歳に達した時点で終結）
- (2) 他市町村への転出
- (3) 特別な支援が必要なくなってから、概ね1年間（中学生以上は6か月）にわたって、以下のすべての要件を満たしていること

- ① こどもが安定した生活をしている
- ② こどもと保護者の関係が安定している
- ③ 保護者が心身共に安定し、かつ経済的にも問題がない
- ④ こどもの所属機関による通常の支援で安心安全が確認できる
- ⑤ 一般の子育てサービスや福祉サービスによる、通常の支援で対応ができる

(4) 虐待相談の終結の基準

※上記に加えて、以下の基準を追加する

- ① 重症度判断表を活用し、当てはまる項目がないことが確認できる
- ② 虐待から他の心配要素（保護者の精神疾患など）により、相談種別を変更した



○糸魚川市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年2月22日

告示第12号

改正 平成21年7月24日告示第120号

平成22年3月26日告示第67号

平成25年2月25日教育委員会告示第6号

平成25年6月17日告示第140号

令和3年4月20日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が要保護児童に関する情報及び考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、法第25条の2第1項の規定に基づき糸魚川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する情報の交換及び協議を行うほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関又は児童福祉に関係する団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した者がその職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第5条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、教育委員会事務局こども課とする。

(調整機関の業務)

第6条 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(会議)

第7条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、構成団体の代表者をもって組織し、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長になる。

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、構成団体において要保護児童に関する業務を行う者をもって組織し、要保護活動を実際行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童の実態把握に関すること。
- (3) 要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 実務者会議は、調整機関の長が招集する。

(個別ケース会議)

第10条 個別ケース会議は、構成団体において直接要保護児童の支援を行う者をもって組織し、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童の状況及びその問題点に関すること。
- (2) 要保護児童に対する支援の方針及び役割分担に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の経過及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 個別ケース会議は、調整機関の長が招集する。

(関係機関等への協力要請)

第11条 協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合に当たっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 協議会の委員及び委員であったものは、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、教育委員会事務局こども課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

前 文 抄

平成18年2月23日から施行する。

改正文（平成21年7月24日告示第120号）抄

告示の日から実施する。

改正文（平成22年3月26日告示第67号）抄

平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成25年2月25日教育委員会告示第6号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

前 文（平成25年6月17日告示第140号）抄

告示の日から施行する。

前 文（令和3年4月20日告示第111号）抄

告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	名称
児童福祉機関	新潟県上越児童相談所
	糸魚川市福祉事務所
	糸魚川市内保育園
保健医療機関	新潟県糸魚川地域振興局健康福祉部
	糸魚川市医師会
	上越歯科医師会糸魚川支部
	糸魚川市健康増進課
教育機関	糸魚川市教育委員会
	糸魚川市内高等学校
	糸魚川市立中学校
	糸魚川市立小学校
	糸魚川市立特別支援学校
	糸魚川市内幼稚園
警察・司法機関	糸魚川警察署
	新潟地方法務局糸魚川支局
児童福祉関係	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会
教育関係	糸魚川市小中学校PTA連絡協議会
人権擁護関係	糸魚川人権擁護委員協議会
その他	糸魚川地域連合区長会
	能生地域区長連絡協議会
	糸魚川市青海地域自治会連絡協議会

主な参考資料

- 1 児童福祉法
- 2 児童虐待の防止等に関する法律
- 3 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 令和2年3月31日 一部改正)
- 4 市町村子ども家庭支援指針
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 令和2年3月31日 一部改正)
- 5 子ども虐待対応の手引き
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 平成25年8月23日 改正版)
- 6 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
(厚生労働省 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 令和2年2月)
- 7 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート利用解説書
(平成29年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- 8 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～
(平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業)
- 9 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(文部科学省 初等中等教育局 令和2年6月 改訂版)
- 10 研修教材「児童虐待防止と学校」虐待を聴く技術 コミュニケーションの技術
(文部科学省 初等中等教育局)
- 11 上越市子どもの虐待防止ハンドブック
(上越市要保護児童対策地域協議会 令和2年)
- 12 市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル
(岩手県要保護児童対策地域協議会 平成28年1月)

— 地域で支える子育て支援 —
糸魚川市
こども虐待防止対応の手引き

平成 25 年 5 月 発行

令和 2 年 3 月 改訂

令和 3 年 8 月 改訂

令和 5 年 8 月 改訂

発 行

糸魚川市要保護児童対策地域協議会

〔 糸魚川市教育委員会事務局 〕
〔 こども課 こども支援室 〕

糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号

TEL (025) 552-1511(代)

FAX (025) 552-8292

E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp